



2026年6月1日

各 位

上場会社名 センコーグループホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証プライム市場)
問合せ先 管理本部 法務部長 梅津 知弘
(TEL. 03-6862-8840)

分配可能額を超えた自己株式の取得に関する
第三者委員会調査報告書の受領及び今後の対応に関するお知らせ

当社は、2026年5月21日付「分配可能額を超えた自己株式の取得に関する第三者委員会設置のお知らせ」にて公表いたしました、当社が2025年12月4日開催の取締役会の決議に基づき、結果として会社法及び会社計算規則により算定される分配可能額を超えて自己株式の取得を実施していたことに関して、本日付で第三者委員会の調査報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件超過の判明の経緯及び第三者委員会の設置

当社は、2025年12月4日開催の取締役会において、取得株数4,464,200株(上限)、取得価格の総額8,500,000,000円(上限)とする自己株式の取得を行うことを決議し、2025年12月5日において、4,464,200株(取得価額総額8,499,836,800円)を取得いたしました(以下「本件取得」といいます。)

その後、2026年3月期の決算公表後における分配可能額の再確認の過程において、本件取得が会社法及び会社計算規則により算定される分配可能額を超えていたこと(以下「本件超過」といいます。)を認識したため、2026年5月21日にその旨を公表するとともに、同日付で本件超過に関する事実関係を調査し、その原因の解明と今後の対応及び再発防止に向けた方針等を検討するため、社外の弁護士3名からなる第三者委員会を設置いたしました。委員は以下のとおりです。

委員長	田代 啓史郎 弁護士 (TMI 総合法律事務所 パートナー)
委員	吉井 久美子 弁護士・公認会計士 (TMI 総合法律事務所 パートナー)
委員	山口 俊 弁護士・公認会計士 (TMI 総合法律事務所 パートナー)

※各委員は、当社との間に特別の利害関係を有しておりません。

2. 第三者委員会の調査結果

第三者委員会の調査結果につきましては、別紙「調査報告書(開示版)」をご参照ください。なお、当該調査報告書においては、個人情報保護及び機密情報保護等の観点から部分的な簡略化、非開示措置を行っております。

3. 本件超過の発生原因

第三者委員会の検証を踏まえた、本件超過の発生原因の概要は以下のとおりです。

- (1) 分配可能額規制に係る分掌が不明確であったこと
- (2) 関連部署の知識、連携、確認体制の不足があったこと
- (3) 役員の分配可能額規制の知識不足及び法令違反リスク回避のための体制面に課題があったこと
- (4) 監査法人や弁護士等の専門家への相談がなされなかったこと

4. 再発防止策の提言

第三者委員会による再発防止策の提言の概要は以下のとおりです。

- (1) 分配可能額規制に係る実効的な業務遂行及び連携体制の整備
 - ① 分配可能額の算定に係る主管部署、役割分担、業務フロー及びチェック体制、並びに自己株式取得に関する議案の取締役会付議までのプロセス及び上程主体を早急に決定し、これらを規程に明記した上で、各担当者及び担当部署が当該規程に即した運用を実施すること。
 - ② 分配可能額の算定結果については、担当部署内での複数者による検証を経た上で、監査役に検証結果を報告するとともに、その内容を取締役会の議案書に明確に記載するという一連の業務プロセスを整備し、これを文書化すること。
 - ③ 複数の関連部署の担当者及び担当取締役が、相互に、進行している業務の進捗を把握し、必要な部署及び担当者に情報が共有され、適切に連携していく体制を整備すること。
- (2) 担当役職員に対する研修等の実施
 - ① 本件取得をはじめとする分配可能額規制への適合性を検証する管理業務に携わる役職員に対して、分配可能額の内容及び分配可能額の算定方法等に関する研修等を早急に実施すること。
 - ② 会社法、金融商品取引法、証券取引所の規則等の複雑で多岐にわたる法令等の知識を習得して、利用できるようにしていくこと。
 - ③ 役員においても、上場会社の役員として必要な知識を継続的かつ恒常的に習得していくために、テーマを設けて定期的に役員研修を実施すること。
- (3) 法令遵守体制の強化
 - ① 分配可能額の計算・検証について、担当部署はもちろんのこと、取締役会及び監査役会においても、チェック可能な態様で明確に証跡を残し、チェックに必要な資料を共有し、抜け漏れを防ぐこと。
 - ② 配当や自己株式取得の当否について、当社の単体及び連結での業績との関係や影響を中長期的な目線で具体的な数値を用いて検証すること。
 - ③ 弁護士や公認会計士等の外部専門家を積極的に活用すること。

5. 関係者の責任

本件超過における関係者の責任について、第三者委員会の検討結果の概要は以下のとおりです。

(1) 刑事責任

当社の取締役において、本件取得が分配可能額規制に違反していることを認識しながら敢

えて本件取得を行ったとは認められず、刑事責任は認められない。

(2) 民事責任

本件取得においては、以下の事情等を総合的に考慮すれば、当社の取締役に対して責任等を追及すべき必要性までは認められない。

- ① 本件取得より前に行われた剰余金の配当や自己株式取得が違法であると指摘されたことはないという状況下で、当社においては日常的な法律問題を外部専門家に相談する体制が整備されており、これまでの取締役会の上程議案においては、必要に応じて専門家への相談が行われていたことなどから、取締役は、本件取得についても当然に、取締役会への上程前に分配可能額を含む法令の確認が、担当部署においてなされているものと信頼していたこと。
- ② 分配可能額規制の趣旨は、会社債権者の保護にあるところ、本件取得の直近の中間会計期間末(2025年9月30日)における連結ベースでの剰余金等は163,871百万円と潤沢に存在していることから、本件取得よりも前に子会社から当社への配当を実施し、臨時決算を行う、あるいは、当社が2026年5月21日付け「資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」で開示したとおり、当社の資本準備金及び利益準備金の額を減少し、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるなどしていれば、分配可能額の範囲内で会社法の規定に反することなく本件取得を実施することが可能であったことなどを考慮すれば、実質的にみて本件取得を実施するための原資は十分に存在しており、当社の債権者に対する影響は大きなものではないとも評価し得ること。
- ③ 分配可能額の算定において、株式付与 ESOP 信託、役員 BIP 信託及び従業員持株会支援信託 ESOP の各信託口が保有する自己株式について、会社法上の「自己株式」としてその帳簿価額を剰余金の額から控除するか否かについては、実務上確立した見解がない状況であることから、当社が、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託及び従業員持株会支援信託 ESOP の各信託口が保有する自己株式の帳簿価額(3,805百万円)について、これらを会社法上の「自己株式」には該当しないとして、最終事業年度の末日における剰余金の額から控除しないという判断をしても不合理とまではいえないこと、また、仮にこの見解に従えば、本件取得の対価の支払は、分配可能額の範囲内であったという評価も可能であること。

6. 今後の見通し

本件超過が当社の財務諸表及び業績予想に与える影響について精査を行ってまいりましたが、当社の業績に与える影響はないことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、2026年3月期末の配当額及び2027年3月期の配当予想につきましては、2026年5月13日付にて開示いたしました決算短信の記載から変更の予定はございません。

当社は、本件超過を重く受け止め、第三者委員会の提言を踏まえた再発防止策を実施するとともに、内部管理体制のさらなる強化・充実に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2026年6月1日

センコーグループホールディングス株式会社 御中

調 査 報 告 書
(開示版)

センコーグループホールディングス株式会社 第三者委員会

委員長 田代 啓史郎

委員 吉井 久美子

委員 山口 俊

目次

第1	本調査の概要	1
1	第三者委員会設置の経緯、目的	1
2	本委員会の構成	1
3	本委員会による調査の期間及び方法	1
(1)	本委員会による調査の期間	1
(2)	本調査の方法	2
4	留意事項	2
第2	本調査により判明した事実	4
1	自己株式取得に係る分配可能額規制及び欠損填補責任	4
(1)	自己株式取得に係る分配可能額規制	4
(2)	欠損填補責任	5
2	本件自己株式取得の経緯について	6
(1)	本件自己株式取得を検討するに至った経緯	6
(2)	本件自己株式取得に関する検討の経緯	6
(3)	2025年12月4日の取締役会決議及び本件自己株式取得の実施	8
(4)	本件自己株式取得の実施後の事情及び問題発覚の経緯	9
3	本件自己株式取得の関係者の認識及び関与の程度等	10
(1)	本件自己株式取得に携わった役職員の分配可能額に関する知識及び確認	10
(2)	その他の役員における分配可能額規制の認識等	10
4	太陽監査法人とのやりとり	11
第3	原因分析	13
1	分配可能額規制に係る分掌が不明確であったこと	13
2	関連部署の知識、連携、確認体制の不足	13
3	役員の分配可能額規制の知識不足及び法令違反リスク回避のための体制面の課題	14
4	監査法人や弁護士等の専門家への相談がなされなかったこと	15
第4	再発防止策の提言	16
1	分配可能額規制に係る実効的な業務遂行及び連携体制の整備	16
2	担当役職員に対する研修等の実施	16
3	法令遵守体制の強化	17
第5	センコーGHDにおける事後検討等	18
1	本件自己株式取得における取締役の刑事責任	18
2	本件自己株式取得における取締役の民事責任	18

第1 本調査の概要

1 第三者委員会設置の経緯、目的

センコーグループホールディングス株式会社（以下「センコーGHD」という。）は、2026年3月期の決算公表後における分配可能額の再確認の過程において、2025年12月4日開催の取締役会において決議し、同月5日付け「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果及び取得終了に関するお知らせ」のとおり完了した自己株式の取得（取得株数4,464,200株、取得価額総額約8,499百万円。以下「本件自己株式取得」という。）が、その時点での会社法に定める分配可能額を超過していたこと（以下「本件超過」という。）を把握した。そこで、センコーGHDの取締役会は、2026年5月21日に、本件自己株式取得に関する事実関係の調査、本件超過の原因の解明、並びに今後の対応及び再発防止策の提言等を受け、今後の方針等を検討するため、特別の利害関係を有しない外部の弁護士による第三者委員会（以下「本委員会」という。）を設置することを決議した。

2 本委員会の構成

本委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 田代 啓史郎（TMI 総合法律事務所 弁護士）
委員 吉井 久美子（TMI 総合法律事務所 弁護士・公認会計士）
委員 山口 俊（TMI 総合法律事務所 弁護士・公認会計士）

なお、本委員会は、本件自己株式取得及び本件超過に関する調査（以下「本調査」という。）の実施に当たり、以下の者に対して本調査の補助を依頼した。

TMI 総合法律事務所
弁護士 小田 智典 弁護士 三成 麻香 弁護士 小林 祐太
弁護士 鈴木 和貴 弁護士 小野関 翼 弁護士 長島 誠

3 本委員会による調査の期間及び方法

(1) 本委員会による調査の期間

本委員会は、2026年5月21日から同年6月1日（以下「本調査報告書基準日」とい

う。)までの間、本調査を実施した。

(2) 本調査の方法

本委員会が行った本調査の具体的な方法は、以下のとおりである。

ア ヒアリング

本委員会は、センコーGHDの全取締役、全監査役及び本件自己株式取得に関連した役職員7人に対してヒアリングを実施した。また、センコーGHDの会計監査人である太陽有限責任監査法人（以下「太陽監査法人」という。）の監査担当者に対し、ヒアリングを実施した。

イ 関連資料の収集、閲覧及び検討

本委員会は、センコーGHDから、以下の資料の提出を受け検証し、また、EDINET及びTDnet等を利用してセンコーGHDの有価証券報告書、半期報告書、決算短信等を取得し、これらを検証した。

- ・ 定款、組織図等の会社の基礎情報
- ・ 職務権限規程、分掌規程
- ・ 取締役会規程
- ・ 監査役会規則、監査役監査基準その他の監査に関する資料
- ・ リスク管理規程
- ・ コンプライアンス規程
- ・ 内部監査規程
- ・ 本件自己株式取得に関する取締役会の議事録及び添付資料
- ・ 本件自己株式取得に関する監査役会の議事録及び添付資料
- ・ 本件自己株式取得に関するセンコーGHDの役職員間、及びセンコーGHDの役職員とその他の関係者との間のメール
- ・ ヒアリング対象者の経歴等
- ・ その他本委員会が本件自己株式取得及び本件超過に関連すると認めた一切の資料

4 留意事項

本調査及びこの調査報告書（以下「本報告書」という。）は、以下の事項を前提とする点に留意されたい。

- (1) 本調査は、前述 3(2)「本調査の方法」に記載のとおり、本委員会が入手した資料及びヒアリング等に基づき、前述 3(1)記載の調査期間内で行われたものであり、本報告書作成時まで分析、検討等した資料から確認できた内容のうち、本調査の目的に照らして指摘すべきであると考えられる点について記載しているものであって、入手した資料及びヒアリング等から確認できた内容のすべてを網羅的に記載したものではないこと
- (2) 前述のとおり、入手した資料については、センコーGHD から任意に提供を受けたものであり、メールサーバや個人個人のメールを独自にすべて収集し精査したのではなく、限定的なものであること
- (3) 本調査においては、以下の事項を前提としていること
 - ① 検討対象となった書類上の署名及び押印は真正になされたものであること
 - ② 写しとして開示を受けた書類は、いずれも原本の正確かつ完全な写しであること
- (4) 本報告書は、前述(1)ないし(3)の前提において作成されたものであり、本調査外の資料及び関係者の供述等により本報告書と異なる事実が認められることを否定するものではないこと。そのため、新たな事実関係が判明した場合には、本報告書と異なる結論に至ることもあり得ること
- (5) 本調査及び本報告書作成は、センコーGHD との関係において客観的立場においてなされたものであり、かかる立場確保のために、センコーGHD その他いかなる者も本報告書作成者に対していかなる権利も取得せず、本報告書作成者に対していかなる請求も起こさず、本報告書を証拠、資料その他主張等の根拠として使用しないこと及び本報告書作成者は、センコーGHD その他いかなる者に対しても何らの義務及び責任を負わないこと

第2 本調査により判明した事実

1 自己株式取得に係る分配可能額規制及び欠損填補責任

(1) 自己株式取得に係る分配可能額規制

ア 分配可能額の算定方法

原則として株式会社が自己株式を取得する場合、自己株式の取得により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その取得が効力を生じる日における分配可能額を超えてはならない（以下「分配可能額規制」という。）。本件自己株式取得のように、会社が株主との合意に基づいて市場において行う取引により自己株式を取得する場合も、この分配可能額規制が適用される。この「分配可能額」は、会社法及び会社計算規則に基づき、概ね、以下の①及び②の合計額から、③から⑥までの合計額を控除することによって算定される。なお、分配可能額の算定に当たっては、連結ではなく個別貸借対照表の数値が用いられる。

$$\textcircled{1} \text{ 剰余金の額} = (a + b + c + d) - (e + f + g)$$

- a 最終事業年度末日のその他資本剰余金の額とその他利益剰余金の額の合計額
- b 最終事業年度の末日後に自己株式の処分をした場合における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を控除して得た額
- c 最終事業年度の末日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額（準備金に組み入れられた金額を除く。）
- d 最終事業年度の末日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額（資本金に組み入れられた金額を除く。）
- e 最終事業年度の末日後に自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額
- f 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における次に掲げる額の合計額
 - 配当財産の帳簿価額の総額（現物配当の場合において金銭分配請求権を行使した株主に割り当てた配当財産の帳簿価額を除く。）
 - 現物配当の場合において金銭分配請求権を行使した株主に支払った金銭の額の合計額
 - 現物配当の場合において基準未満株式を有する株主に対して支払った金銭の額の合計額
- g 会社計算規則 150 条で定める各勘定科目に計上した額の合計額

- ② 臨時計算書類について承認を受けた場合における次に掲げる額
 - 期初から臨時決算日までの間の純利益
 - 期初から臨時決算日までの間に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額
- ③ 自己株式の帳簿価額
- ④ 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額
- ⑤ 臨時計算書類について承認を受けた場合における期初から臨時決算日までの間の純損失
- ⑥ 会社計算規則 158 条で定める各勘定科目に計上した額の合計額

分配可能額の算定に当たっては、自己株式の帳簿価額（③）が減算項目とされているところ、センコーGHD は、株式付与 ESOP 信託、役員 BIP 信託及び従業員持株会支援信託 ESOP を導入しており、連結及び個別貸借対照表上、各信託口が保有するセンコーGHD 株式が自己株式として計上されている。そのため、分配可能額の算定において、当該各信託口が保有するセンコーGHD 株式を、会社法上の「自己株式」としてその帳簿価額を剰余金の額から控除するか否かが問題となり得る。もっとも、信託口が保有する発行会社株式について、分配可能額の算定に当たり「自己株式」としてその帳簿価額を剰余金の額から控除する見解もあれば、控除しない見解もあり、実務上、確立していない。

イ 分配可能額規制違反の法的責任

株式会社が市場において行う取引により自己株式を取得する場合において分配可能額規制に違反した場合、業務執行取締役、取締役会議案提案取締役及び取締役会議案賛成取締役等は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。もっとも、これらの者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときに限り、当該金銭支払義務を負わない。

また、会社法上、取締役は、会社の計算において不正に自己株式を取得した場合には、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科される可能性がある。

(2) 欠損填補責任

自己株式を取得した日の属する事業年度に係る計算書類について、会社法 436 条 3 項に定める取締役会の承認を受けた時における自己株式の帳簿価額、最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額及び法務省令で定める額

の合計額が、剰余金の額を超えるとき（すなわち、期末欠損が生じたとき）は、業務執行取締役及び取締役会議案賛成取締役は、会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額を超える場合、当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額）を支払う義務を負う。もっとも、これらの者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときに限り、当該金銭支払義務を負わない。

2 本件自己株式取得の経緯について

(1) 本件自己株式取得を検討するに至った経緯

本件自己株式取得の検討は、2025年2月頃、株主であるX社から同社が保有するセンコーGHD株式の売却に関する相談が、取締役管理本部長に対してなされたことを契機として開始された。X社からの相談を受け、取締役管理本部長は、管理本部法務部の部長に対し、当該売却への対応策の検討を指示した。

これを受けて、法務部長は、対応策の検討に着手し、X社が保有するセンコーGHD株式が市場で売却された場合のセンコーGHDの株価に与える影響等に鑑みて、対応策としては自己株式取得が望ましいという方向性で取締役管理本部長に報告を行い、同人から当該方向性について了承を得た。そして、取締役管理本部長及び法務部長は、2025年3月10日に、代表取締役社長兼経営戦略本部長に、自己株式取得の方向性について報告し、同人から了承を得た。この際、センコーGHDの資金制約等の観点から、X社が保有するセンコーGHD株式全部を一度に取得することは困難であり、分けて実施する方針が確認され、2025年3月26日にはX社にも当該方針を説明した。

(2) 本件自己株式取得に関する検討の経緯

前述(1)の経緯から、2025年2月以降、法務部長が、本件自己株式取得の主担当者として実務的な事項の検討、対応を担っていた。法務部長は、自己株式取得に分配可能額規制が適用されることは認識していたものの、具体的な分配可能額の計算については、経営戦略本部経営管理部が行っているという認識であった。これに対し、経営管理部の担当者は、自己株式取得に分配可能額規制が適用されることは認識しておらず、自己株式取得に関しては法務部がすべて対応するものであり、経営管理部が関与するものではないと認識していた。

2025年5月19日付けで、経営管理部において、配当原資の確保に関する報告書が作成された。当該報告書は、今後実施される2025年3月期末配当、2025年9月の中間配当、2026年3月期末配当の額を前提として、繰越利益剰余金の範囲内で配当を実施するため

の処理として、別途積立金から繰越利益剰余金へ51億円を振り替える内容であった。当該配当原資の検討において、会社法上の分配可能額の算定は行われておらず、あくまで繰越利益剰余金の範囲で配当するための検討にとどまっていた。すなわち、当該時点において、経営管理部の中では、センコーGHDの繰越利益剰余金が年々減少しており、これが配当原資に関する問題として認識されていたものの、会社法上の分配可能額に関する問題としては認識されていなかった。

また、2025年10月29日から同月30日にかけて、法務部長は、証券会社との間で本件自己株式取得に関する方針について相談していたものの、証券会社との間で分配可能額についての検証又は議論が行われた形跡は認められない。

2025年11月12日には、本件自己株式取得の実施に向けた検討の進捗を踏まえ、法務部長が代表取締役社長兼経営戦略本部長に対し、本件自己株式取得の実施方針について改めて説明し、同人から了承を得た。この過程においても、会社法上の分配可能額の算定を前提とした検証が行われた形跡は認められない。

2025年11月13日の取締役会においては、2026年3月期第2四半期までの連結業績を踏まえた資料に基づき、当時の経営管理部長及び法務部長から、2025年9月の中間配当の実施及び2026年3月期末配当予想に関する説明がなされた上で、2026年3月期第2四半期決算及び中間配当実施が決議された。当該議案に係る資料のうち第2四半期決算の内容に関するものは経営管理部が作成したものであり、中間配当の実施及び期末配当予想に関する資料は法務部が作成したものであるが、いずれにも会社法上の分配可能額の記載はなく、その作成過程においても、会社法上の分配可能額の算定を前提とした検証が行われた形跡は認められない。

上記検討過程において、法務部長は、財務経理担当執行役員（経営戦略本部副本部長）に対し、自己株式取得の実施について問題がないかを確認したものの、同人としては、資金手当の観点から可能である旨を回答したのみであった。また、法務部長としては、当時の経営管理部長に対し、本件自己株式取得の実施について会計上問題がないかを確認し、問題ない旨の回答を口頭で得たという認識であったが、いずれにせよ、センコーGHDとして、会社法上の分配可能額について検証が行われた形跡は認められない。

その後も、法務部と経営管理部において、本件自己株式取得に係る分配可能額の計算を誰が実施するかについて明確な業務指示や担当者の決定はないまま、分配可能額の計算がなされることはなく、また、本件自己株式取得に関して太陽監査法人や弁護士等の外部専門家に対して事前に相談がなされることもなかった。さらに、本件自己株式取得の検討については法務部長が主に担当しており、取締役会の提案資料の作成、適時開示のドラフトの作成等の事前準備は、法務部長及び法務グループ担当部長が行っていたところ、経営管理部がこれらの資料の事前確認を行うプロセスは存在しておらず、実際に、当該資料について経営管理部の担当者に対する事前照会は行われなかった。

加えて、代表取締役社長兼経営戦略本部長及び取締役管理本部長以外の取締役は、2025

年 12 月 4 日の取締役会の直前まで、本件自己株式取得について報告を受けていなかった。

なお、そもそも、センコーGHDにおいて、自己株式取得は、これを担当する主管部署が社内規程に明記されていなかった。また、自己株式取得は、稟議の対象としても明記されておらず、実務的な業務フローも明確には定められていなかった。配当については、実務上、必要な計算を経営管理部が行った上で、取締役会への議案の上程を法務部が行っていたが、主管部署が規程上明確に定められていないという点では、自己株式取得と同様であった。

(3) 2025 年 12 月 4 日の取締役会決議及び本件自己株式取得の実施

本件自己株式取得が取締役会で決議された 2025 年 12 月 4 日の前日である同月 3 日には、監査役会において本件自己株式取得の議案に関する事前審議が行われた。当該監査役会においては、自己株式取得をする必要性について指摘があり、実施の理由についての意見交換や過去の同種事例についての情報共有がなされた。しかし、当該監査役会において、分配可能額に関する検証や具体的な議論が行われた形跡は認められない。

2025 年 12 月 4 日、取締役会において、本件自己株式取得の議案が上程され、法務部長が、説明資料及び当該決定がなされた後の適時開示のドラフトを用いて、自己株式取得に関する事項（取得対象株式の種類：センコーGHD 普通株式、取得し得る株式の総数：4,500,000 株（上限）、株式の取得価額の総額 8,500,000,000 円（上限）、自己株式の取得期間：2025 年 12 月 5 日、取得の方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3））を説明し、全会一致により決議された。なお、当該議案の上程取締役が代表取締役社長兼経営戦略本部長であるか取締役管理本部長であるかは明確になっていなかった。

しかしながら、これらの資料においては、分配可能額の計算の基礎となるセンコーGHDの単体ベースの剰余金等の数値の記載はなく、分配可能額を検討した形跡も見受けられない。また、本件自己株式取得に関しては、取締役会において、社外取締役 L 氏から「85 億円の資金についてはどういう資金手当をするのか。」と質問があり、これに対して法務部長は「資金については自己資金でやると財務からは伺っている。」と説明しているものの、分配可能額の規制に関する具体的な検討や質疑はなされなかった。

2025 年 12 月 5 日に、同月 4 日の取締役会の決定に基づき、本件自己株式取得の具体的な取得方法として、同日の終値 1,904 円で、同月 5 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行う方法とすることを決定し、同日に 8,499,836,800 円の本件自己株式取得が実施された。自己株式取得は会社法及び会社計算規則において定められた分配可能額を超えることができないところ、本件自己株式取得時点における会社法及び会社計算規則により算定される分配可能額は 5,576 百万円であったため、本件自己株式取得は分配可能額を 2,923 百万円超過して行われたものであり、会社法 461 条の規定に違反するものであった（但し、後述第 5・2 のと

おり、株式付与 ESOP 信託、役員 BIP 信託及び従業員持株会支援信託 ESOP の各信託口が保有する自己株式について、会社法上の「自己株式」としてその帳簿価額を剰余金の額から控除しない見解に立てば、分配可能額の範囲内であった。)

(4) 本件自己株式取得の実施後の事情及び問題発覚の経緯

2026年4月頃には、経営管理部長において、このままの状況では2027年3月期以降の配当原資が不足する可能性があるとの認識が生じ、2026年4月3日に財務経理担当執行役員並びに経営管理部長及び経理・税務グループ担当部長らの間で対応が協議された。また、経営管理部は、2026年4月17日の取締役会において、説明資料に、「配当可能原資」が目減りしていく予想であることを記載した。もっとも、この資料においても、本件自己株式取得の適法性について適及的な検証が行われた形跡はない上、「配当可能原資」の概算の計算式は会社法上の分配可能額の算定方法として正確なものではなかった。

2026年5月13日未明に、社外監査役M氏から、法務部長(ccに他の3名の監査役)に対し、同日の取締役会資料の財務諸表から分配可能額を試算した結果、期末時点において分配可能額が「229百万円」のマイナスである可能性がある旨の指摘がなされ、これを契機として初めて本件超過の問題が顕在化した。これを受けて、法務部長は、同日早朝に、経営管理部長に対し、指摘内容を確認の上、取締役会で説明することを求めた。

これを受けて、経営管理部において分配可能額の計算が行われ、期末に実施した子会社株式の減損処理の結果、2026年3月期の期末時点で欠損が生じたものの、本件自己株式取得時点においては分配可能額を超過していなかったとの認識が示され、2026年5月15日午前中に代表取締役社長兼経営戦略本部長に対し、その旨の報告がなされた。また、同日夜には、他の取締役及び監査役に対しても、メールにて当該認識の報告がなされた。なお、2026年5月13日頃、社外監査役M氏の指摘を受けて、太陽監査法人への確認も行われたが、太陽監査法人による監査の対象外であったため、この時点では、太陽監査法人も本件自己株式取得について分配可能額を超過していたことを認識していなかった。

一方、法務部において、これと並行して、本件自己株式取得に係る会社法上の分配可能額の算定方法のうち、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託及び従業員持株会支援信託 ESOP の各信託口が保有するセンコーGHD 株式の取扱いについて、複数の法律事務所への照会が行われた結果、当該株式は分配可能額の計算において「自己株式」として控除する取り扱いとすることが確認された。

その後、2026年5月16日に、再度、社外監査役M氏から指摘を受け、経営管理部において分配可能額の再計算が実施された結果、同月18日午前、分配可能額の計算の過程で、自己株式を控除していないことや2026年3月期の期中利益を剰余金に加算するといった計算方法に誤りがあったことが判明した。これを受けて、同日午後、法務部長から、全取締役及び監査役に対し、本件自己株式取得に違法性がなかった旨の2026年5月15日付

けの説明内容に誤りがあった旨の報告を行い、同日夜には第三者委員会の設置議案を追加した新たな書面決議を依頼した。

また、センコーGHD では、2026年3月期に係る計算書類を作成中であるが、本調査報告書基準日時点において、その他利益剰余金の額は12,110,445,599円、自己株式の帳簿価額は12,339,487,312円であるため、229,041,713円の期末欠損¹が生じることとなる。

3 本件自己株式取得の関係者の認識及び関与の程度等

(1) 本件自己株式取得に携わった役職員の分配可能額に関する知識及び確認

前述 2(2)のとおり、主担当者として本件自己株式取得の検討、対応を担っていた法務部長は、自己株式取得に分配可能額規制が適用されることは認識していたものの、具体的な分配可能額の計算は経営管理部が行っていると考えていた。

他方、本件自己株式取得について事前に情報共有を受けていた財務経理担当執行役員、法務部長の指示で本件自己株式取得の一部の業務を担当した法務グループ担当部長、経営管理部の一部の者は、そもそも自己株式取得に分配可能額規制が適用されることを認識していなかった。

また、取締役管理本部長は、法務部長に本件自己株式取得の検討を指示し、取締役会への上程前に法務部長から説明を受け、本件自己株式取得について了承していたが、自己株式取得に分配可能額規制が適用されることを認識していなかった。同様に代表取締役社長兼経営戦略本部長も、本件自己株式取得について取締役会への上程前に法務部長から説明を受け、これを了承していたが、自己株式取得に分配可能額規制が適用されることを認識していなかった。

以上の次第で、法務部長は分配可能額規制の存在を知っていたものの、その計算は経営管理部が行うものと考えており、経営管理部は本件自己株式取得への関与が薄かった上、分配可能額規制が適用されることを認識しておらず、担当取締役らもこれを認識していなかったことから、センコーGHD として、本件自己株式取得に先立ち、分配可能額を計算してその適法性を検討、検証する手続がとられることはなかった。

(2) その他の役員における分配可能額規制の認識等

社内取締役の A 氏、B 氏、C 氏及び D 氏、社外取締役の E 氏及び F 氏、並びに常勤監査役の G 氏及び H 氏は、本件自己株式取得の実施時、自己株式取得に分配可能額規制が適

¹ 期末欠損とは、会社法 436 条 3 項に定める取締役会の承認を受けた時における自己株式の帳簿価額、最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額及び法務省令で定める額の合計額が、剰余金の額を超えることをいう（会社法 465 条 1 項）。

用されることを明確に認識していたわけではなかった。

社外取締役の I 氏及び J 氏、並びに常勤監査役の K 氏は、本件自己株式取得の実施時、分配可能額規制の存在は認識していたものの、その具体的な内容や計算方法までは認識していなかった。

他方で、社外取締役 L 氏及び社外監査役 M 氏は、本件自己株式取得の実施時、自己株式取得に分配可能額規制が適用されることを認識し、分配可能額の計算方法についても認識していたが、本件自己株式取得を実施した当時は繰越利益剰余金が十分にあると認識していたこともあり、本件自己株式取得についても当然に関係部署において適法性の確認がなされているものと信頼し、分配可能額規制の抵触はないと考えていた。

4 太陽監査法人とのやりとり

センコーGHD は、半期のレビュー及び期末監査を太陽監査法人に委託している。センコーGHD は、本件自己株式取得について、太陽監査法人に対して、事前にこれを実施することを伝えておらず、会計処理や分配可能額規制に関する照会等も行われていなかった。

そのため、太陽監査法人は、本件自己株式取得前の時点において、本件自己株式取得が実施されることを認識しておらず、2026年1月に、2026年3月期の期中監査の一環として、2025年12月4日開催の取締役会の議事録を確認した際に初めて本件自己株式取得が実施されていたことを把握した。なお、太陽監査法人は、期中の監査手続上、分配可能額を確認することにはなっていなかったことから、2026年1月時点において、本件自己株式取得に当たって取締役会の決議を得ていることは確認したものの、分配可能額についてのレビューは行っていない。

その後、2026年4月28日から実施された2026年3月期の期末監査において、太陽監査法人は、同年5月12日に、センコーGHD が計画していた2026年3月期の期末配当の実施に必要な分配可能額が不足することを把握した。その翌日である5月13日に、太陽監査法人は、経営管理部担当者より、前述2(4)のとおり社外監査役 M 氏から、2026年3月期の期末時点での分配可能額が、予定している期末配当の額に不足するのではないかとの指摘を受けた旨の報告を受けた。この時点においては、センコーGHD と太陽監査法人との間では、2026年3月期の期末配当における分配可能額を念頭にやり取りがなされたのみであり、本件自己株式取得における分配可能額に関するやり取りはなされていない。

その後、2026年5月18日に、太陽監査法人は、再度、社外監査役 M 氏から2026年3月期の半期時点のものとして試算した分配可能額の計算に誤りがあるのではないかとの指摘を受けた経営管理部経理・税務グループ担当部長から、本件自己株式取得の時点において、すでに分配可能額が不足していた可能性があるとの報告を受け、その時点で初めて本件超過の問題を把握した。

なお、センコーGHD が太陽監査法人に監査を委託して以降、センコーGHD から太陽監査

法人に対して分配可能額に関する照会があったことはなく、また、本件自己株式取得以前においても、監査の過程において分配可能額が問題となったことはなかった。

第3 原因分析

本件自己株式取得が分配可能額規制に違反して行われた原因は、以下のとおりであると考えられる。

1 分配可能額規制に係る分掌が不明確であったこと

前述第2・2のとおり、法務部長が主担当者として本件自己株式取得の実務的な事項の検討、対応を担っていたが、これは、センコーGHDにおいては、配当や自己株式取得に関する事項を主管する部署が明確に定められておらず、株式に関する会社法に基づく手続であるということで、法務部が事実上担当していたことによるものである。配当に当たっては、事前に経営管理部が必要な計算を行うことになっていたものの、配当や自己株式取得に関する事項を主管する部署が明確に定められていない結果、これらの実施に必要な分配可能額の算定及び確認に関する明確な役割分担、実務的な業務フローは定められていなかった。その結果、分配可能額の計算が実施されないまま、本件自己株式取得の協議、検討が進められた。

また、自己株式取得に係る取締役会付議のプロセスにおいても、自己株式取得は、社内規程において稟議の対象として明記されておらず、どの取締役が当該議案を上程する責任を負うのかが明確に定められていなかった。上記の経緯で、本件自己株式取得については法務部の起案を前提として取締役会に付議されていたものの、最終的な上程主体となる取締役に関する明確な認識が関係者間で共有されていなかった。

このような意思決定過程や取締役会への議案上程の責任を負う取締役の不明確さが、本件自己株式取得において、分配可能額規制の遵守という重要事項を担当し、必要な確認をするべき主体が不在となったことの一因であると認められる。

2 関連部署の知識、連携、確認体制の不足

前述第2・3のとおり、本件自己株式取得に関連する部署である法務部及び経営管理部においては、分配可能額規制に関する認識及び理解の程度にばらつきが存在していた。すなわち、①そもそも自己株式取得に分配可能額規制が適用されることを認識していなかった者、②自己株式取得に分配可能額規制が適用されることは認識していた者が存在していた。その背景には、センコーGHDにおいては、役員及び実務担当者に対する会社法・財務会計に関する継続的な研修や教育が実施されておらず、分配可能額規制に関する知識が組織的に蓄積されていなかったことがあったと考えられる。

また、前述第2・3のとおり、法務部長は、本件自己株式取得に分配可能額規制が適用されることは認識していたものの、具体的な分配可能額の計算は経営管理部が行って

り問題はないという認識であった一方で、経営管理部の担当者は、本件自己株式取得への関与が薄かったこともあるが、そもそも自己株式取得に分配可能額規制が適用されることを認識しておらず、また、自己株式取得は法務部が担当するものであるという認識であり、結果として、法務部及び経営管理部の間で相互に必要な確認及び連携が行われることはなかった。

法務部が、分配可能額の計算に必要な数字を日常的に扱うことはないと考えられ、その数字を通常業務で取り扱っている経営管理部と相互に連携することが必要であると思われるが、例えば、本件自己株式取得の検討の早い段階で、法務部と経営管理部がより深く協働していれば、経営管理部が2025年5月に準備していた配当原資のみでは、本件自己株式取得に必要な分配可能額が不足することを会社として認識することができ、本件自己株式取得の検討がより慎重にかつ多角的に行われ、本件超過を回避できた可能性がある。

さらに、センコーGHDにおいては、2025年9月の中間配当の際にも、分配可能額の観点からの検証は行われていなかったなど、法定の要件である分配可能額の算定及び確認を適切に行う体制ないし制度が存在しなかった。

このような分配可能額規制に関する関連部署の知識及び連携の不足、分配可能額の算定及び確認体制の不足も、本件超過の原因の一つとして挙げられる。

3 役員の分配可能額規制の知識不足及び法令違反リスク回避のための体制面の課題

前述第2・2のとおり、本件自己株式取得について決議した2025年12月4日の取締役会においても、その前日に行われた監査役会においても、分配可能額について議論されることはなかった。これは、前述2の関連部署向けの研修や教育が実施されておらず、担当従業員において必要な知識の習得ができていなかったのみならず、前述第2・3のとおり、役員においても、一部を除き、分配可能額規制に関する知識が不十分であったためであると考えられる。

特に、代表取締役兼経営戦略本部長及び取締役管理本部長は、本来は、本件自己株式取得の検討に際して、分配可能額の計算を、それぞれが管掌する法務部や経営管理部に対して指示する、あるいは、かかる法定の要件を充足し得るような体制を整備することが求められるところであるが、両取締役は、法務部や経営管理部を信頼していたとはいえ、自己株式取得に分配可能額規制が適用されることを認識していなかったこともあり、本件超過を防ぐことができなかった。

自己株式の取得は、会社法及びセンコーGHDの定款に基づく取締役会決議事項であるから、その重要性に疑いはなく、その法的リスクの認識及び評価並びに対策の実施といったマネジメントが十分に行われていれば、自己株式の取得に関する業務分掌の見直しや社内手続の充実化が図られていた可能性があり、そのような検討がされていなかったこと

が、役員知識不足と相まって、本件超過の一因となったと考えられる。

4 監査法人や弁護士等の専門家への相談がなされなかったこと

前述第2・2のとおり、本件自己株式取得を実施するに当たっては、監査法人や弁護士等の専門家に相談されることはなかった。2026年5月に、本件超過の可能性が顕在化した後になって初めて、会社法上の分配可能額の算定方法のうち、株式付与ESOP信託、役員報酬BIP信託及び従業員持株会支援信託ESOPの各信託口が保有する株式の取扱いについて、複数の法律事務所への照会が行われたが、本来であれば、非定常的で専門性の高い本件自己株式取得については、意思決定前の段階において外部専門家に相談し、法令違反がないかどうかの確認を経ることも十分に考えられる状況であったといえる。専門家に事前に相談していれば、本件超過は発生していなかった可能性が高いと考えられる。

第4 再発防止策の提言

1 分配可能額規制に係る実効的な業務遂行及び連携体制の整備

前述第3・1及び2のとおり、分配可能額の算定及び確認に関する明確な役割分担及び実務的な業務フローが定められていなかったことにより担当者間の認識の齟齬が生じ、連携が適切に行われなかったこと、自己株式取得に係る意思決定のプロセスや取締役会に議案を上程する責任の所在が不明確であったことにより、本件超過が発生したものと考えられる。

今後は、分配可能額の算定に係る主管部署、役割分担、業務フロー及びチェック体制、並びに自己株式取得に関する議案の取締役会付議までのプロセス及び上程主体を早急に決定し、これらを規程に明記したうえで、各担当者及び担当部署が当該規程に即した運用を実施していく必要がある。また、分配可能額の算定結果については、担当部署内での複数者による検証を経た上で、監査役に検証結果を報告するとともに、その内容を取締役会の議案書に明確に記載するという一連の業務プロセスを整備し、これを文書化すべきである。

今後も、自己株式取得や配当といった分配可能額規制に関する検証が必要な施策が実施されることが予測されるが、これらの施策に関する検討は、法務部、経営管理部、財務部といった複数の関連部署にまたがる検討が必要となる。各担当部署、担当者において規程に即した運用が実施されることはさることながら、複数の関連部署の担当者及び担当取締役が、相互に、進行している業務の進捗を把握し、必要な部署及び担当者に情報が共有され、適切に連携していく体制を整備することも必要である。

2 担当役職員に対する研修等の実施

前述第3・2及び3のとおり、センコーGHDでは、役員及び実務担当者に対する会社法・財務会計に関する継続的な研修や教育が実施されておらず、分配可能額規制に関する知識が組織的に蓄積されていなかったことも原因の一つである。また、役員においても、一部を除き、分配可能額規制に関する知識は不十分であり、関連部署に対して分配可能額の計算を指示することはなく、分配可能額規制について取締役会及び監査役会で議論されることがなかったこと、自己株式取得における法定の要件を充足し得るような体制整備も十分ではなかったことも要因となっている。

そのため、本件自己株式取得をはじめとする分配可能額規制への適合性を検証する管理業務に携わる役職員に対しては、分配可能額の内容及び分配可能額の算定方法等に関する研修等を早急の実施し、分配可能額規制について理解させるべきである。

また、自己株式取得の実施や分配可能額の計算といった業務を適切に行うには、センコ

一GHDの本業に関連する法令とは異なる知識を習得する必要があり、会社法、金融商品取引法、証券取引所の規則等の複雑で多岐にわたる法令等の知識を習得して、利用できるようにしていく必要がある。役員においても、上場会社の役員として必要な知識を継続的かつ恒常的に習得していくために、テーマを設けて定期的に役員研修を実施することが求められる。このような社内及び社外を活用した研修体制の整備を積極的に推進し、継続的な教育体制として定着させていくべきである。

3 法令遵守体制の強化

前述第3・2及び3のとおり、センコーGHDにおいては、本件自己株式取得を含め、分配可能額規制について、その適合性の担当部署による確認や、取締役会及び監査役会での議論がなされていなかったことも、本件の発生を許容した要因と考えられる。分配可能額の計算・検証という当然に行われているであろう法定事項であっても、担当部署はもちろんのこと、取締役会及び監査役会においても、チェック可能な態様で明確に証跡を残し、チェックに必要な資料を共有し、抜け漏れを防ぐことも検討に値する。

また、配当や自己株式取得の当否について、センコーGHDの単体及び連結での業績との関係や影響を中長期的な目線で具体的な数値を用いて検証することが期待される。

さらに、取締役、監査役、担当者の知識が不足していたことに鑑みれば、センコーGHDの社内においては、自己株式取得や分配可能額の計算の実務に未だ精通しているとはいえないこと、分配可能額の計算や株式関連の業務は本業とは異なり臨時の対応であって適時に法改正にキャッチアップしていかなければならない事項であること、分配可能額の計算は複雑かつ慎重さが求められる事項であるものの、前述第3・4のとおり、センコーGHDでは専門家に事前に相談はなされていなかったことから、今後は、弁護士や公認会計士等の外部専門家を積極的に活用することを検討すべきである。

第5 センコーGHDにおける事後検討等

1 本件自己株式取得における取締役の刑事責任

会社法上、取締役は、会社の計算において不正に自己株式を取得したときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される可能性がある。本調査の限りでは、センコーGHDの取締役において、分配可能額が存在しないことを知りながら敢えて本件自己株式取得を行った事実を認めることはできないため、センコーGHDの取締役は、不正に自己株式を取得したものではなく、上記の刑事責任を負うものではないと思料する。

2 本件自己株式取得における取締役の民事責任

前述第2・2及び3のとおり、本件自己株式取得を担当していた法務部を所管する取締役管理本部長及びこれを了承した代表取締役社長兼経営戦略本部長は、この当時、分配可能額に関する会社法上の規制を認識しておらず、実務を担当していた法務部及び分配可能額の算出に必要な数値のデータを保有し配当に必要な計算をしていた経営管理部のいずれにおいても分配可能額の計算は行われず、取締役会及び監査役会においても、分配可能額に関する質問はなされなかった。もっとも、2025年12月4日開催の取締役会において、社外取締役L氏から自己株式取得対価の資金の手当てについて質問がされた際に、法務部長は、経営管理部からは自己資金で賄うと聞いている旨を回答したこと、本件自己株式取得より前に行われた剰余金の配当や自己株式取得が違法であると指摘されたことはないという状況下で、センコーGHDにおいては日常的な法律問題を外部専門家に相談する体制が整備されており、これまでの取締役会の上程議案においては、必要に応じて専門家への相談が行われていたことなどから、取締役は、本件自己株式取得についても当然に、取締役会への上程前に、分配可能額を含む法令の確認が担当部署においてなされているものと信頼していた。

また、分配可能額規制の趣旨は、会社債権者の保護にあるところ、本調査によれば、本件自己株式取得の直近の中間会計期間末（2025年9月30日）における連結ベースでの剰余金等は163,871百万円²と潤沢に存在していることから、本件自己株式取得よりも前に子会社からセンコーGHDへの配当を実施し、臨時決算を行う、あるいは、センコーGHDが2026年5月21日付け「資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」で開示したとおり、同社の資本準備金及び利益準備金の額を減少し、それぞれその他資本剰余金

² センコーGHDの2026年3月期中の半期報告書における中間連結会計期間（2025年9月30日）中間連結貸借対照表に記載されている資本剰余金（40,561百万円）及び利益剰余金（127,657百万円）から自己株式（4,347百万円）を控除した額である。

及び繰越利益剰余金に振り替えるなどしていれば、分配可能額の範囲内で会社法の規定に反することなく本件自己株式取得を実施することが可能であったことなどを考慮すれば、実質的にみて本件自己株式取得を実施するための原資は十分に存在しており、センコーGHDの会社債権者に対する影響は大きなものではないとも評価し得る。

さらに、前述第2・1(1)のとおり、分配可能額の算定において、株式付与 ESOP 信託、役員 BIP 信託及び従業員持株会支援信託 ESOP の各信託口が保有する自己株式について、会社法上の「自己株式」としてその帳簿価額を剰余金の額から控除するか否かについては、実務上確立した見解がない状況であることから、センコーGHD が、本件自己株式取得における分配可能額の算定において、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託及び従業員持株会支援信託 ESOP の各信託口が保有する自己株式の帳簿価額（3,805 百万円）について、これらを会社法上の「自己株式」には該当しないとして、最終事業年度の末日における剰余金の額から控除しないという判断をしても不合理とまではいえない。仮にこの見解に従えば、本件自己株式取得時点での分配可能額は9,989 百万円となり、本件自己株式取得の対価約8,500 百万円の支払は、分配可能額の範囲内であったという評価も可能である。

かかる事情を総合的に考慮すれば、本委員会としては、前述第2・2(3)のとおり本件自己株式取得が単体ベースの分配可能額を超えて行われ、前述第2・2(4)のとおり2026年3月期末時点で期末欠損が生じたという事実は存在するものの、センコーGHDの取締役に対して責任等を追及すべき必要性までは認められないものとする。

以 上